

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給

問合せ いきいき福祉課 社会福祉担当 ☎991-1874

電力・ガス・食料品等の価格高騰により生活・暮らしの支援対策として、住民税が非課税の世帯等へ緊急支援給付金を1世帯あたり5万円支給することとなりました。

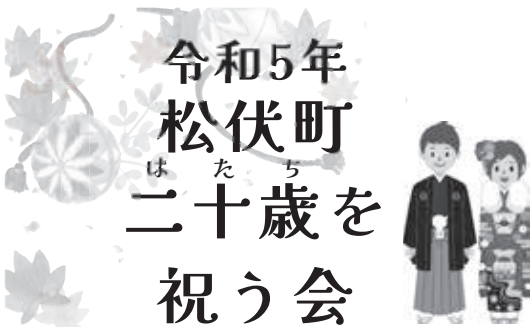
▶支給対象世帯

①住民税非課税世帯	②家計急変世帯
令和4年9月30日(基準日)に、松伏町に住民登録があり、かつ世帯全員の令和4年度分の住民税が非課税である世帯。	令和4年1月以降、収入が減少し、住民税均等割が課税されている世帯全員のそれぞれの年収見込み額が、「住民税非課税相当」となる世帯。

▶手続・申請方法等

町から支給対象世帯主様宛に、確認通知書を11月中に送付しました。届きましたら、確認通知書に必要事項を記入の上、同封の返信用封筒に入れて、令和5年1月31日(火)までに返送してください。
※新型コロナウイルス感染症予防のため、役場への来庁を避け、郵送による申請をお願いします。

「価格高騰緊急支援給付金」専用窓口
●役場本庁舎1階の環境経済課の隣 相談コーナー
【専用電話】☎070-4488-9283・9284
【受付時間】9:30～12:00、13:00～15:00
(土・日曜日及び祝・休日及び12/29～1/3を除く)



問合せ 教育文化振興課 ☎991-1873

日時 令和5年1月8日(日)

式典 13:00～14:00
(受付12:00～12:45)

場所 中央公民館 田園ホール・エローラ

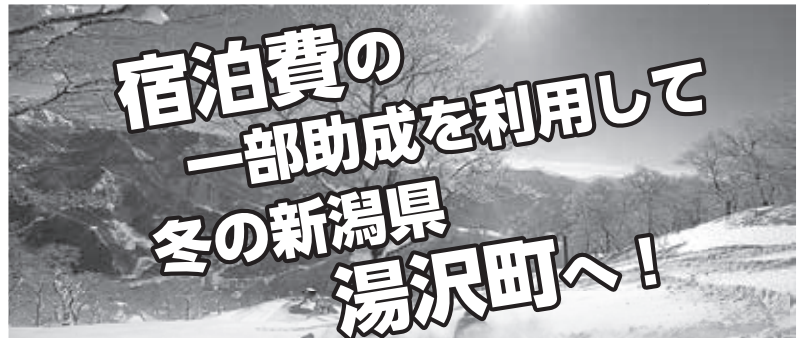
対象者の方は、送付する案内ハガキに記載のQRコードからお申し込みください。

▶対象 平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた町内在住の方。

※町外へ転出し、松伏町の式典に参加を希望する方は、教育文化振興課へご連絡ください。

▶備考

- ・ご出席される方は、マスクの着用をお願いいたします。
- ・対象者以外の方は原則入場できません。
- ・介助等で入場が必要な場合は、事前に教育文化振興課までご連絡ください。
- ・新型コロナウイルス感染状況によって内容等が変更となる場合があります。



問合せ 教育文化振興課 ☎991-1873

町では、災害援助協定を締結している新潟県湯沢町との交流を深めることを目的に、湯沢町内の指定宿泊施設に宿泊した方に対して、宿泊費の一部を助成しています。美しい冬景色や温泉などを湯沢町で楽しみませんか？ぜひご利用ください！

- ▶対象 指定宿泊施設に宿泊料金を支払って宿泊した方で、町内に居住し、住民登録している方
- ▶助成額 大人(中学生以上)2,000円
子ども(小学生以下)1,000円
※1人1年度1回まで
- ▶申請方法 申請書に必要事項を記入し、指定宿泊施設で宿泊の証明印を受け、宿泊終了日の翌日から2か月以内に、教育文化振興課へ提出してください。

申請書の様式及び指定宿泊施設の一覧表などは、教育文化振興課窓口及び町内公共施設に設置しています。また、町ホームページからも確認及びダウンロードすることができます。
※本人及び同一世帯に属する方が町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税を滞納している場合は、対象から除外されます。